

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaisushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〓〇〇―一〇〇―九―五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

旬刊 社会通信

NO. 1313 二〇二〇年六月一日号

〈もくじ〉

■巻頭言■

コロナ恐慌と情勢

伊勢 太郎：2

科学的社会主義とは何か(1)

原 野 人：3

―コロナウィルスに学んで姿勢を正そう―

民間非正規労働者の実態

山下 俊幸：6

―民間企業における非正規労働者問題を考える(二)―

新社会党第25大会への意見書

滝野 忠：9

―2020年度活動方針について―

安倍政権を断罪する

宮本 嘉峰：12

読者からのおたより

・・・・・・・・・・14

二〇二〇年六月一日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

コロナ恐慌と情勢

リーマン・コロナ

「コロナ」が世界を荒らし回る。歴史的に寿命がつきている資本主義という経済の仕組みが、被害を大きくしている。2008年、アメリカの投資銀行が破綻し、「百年に一度の恐慌」がいわれた。経済史をひもとくと、「リーマン・ショック」とある。これは誤りだ。リーマン金融恐慌が正しい。

コロナは感染症だから、休業・移動制限が拡大防止の主な対策となる。休業・移動制限は資本の再生産過程を切断する。貨幣、商品の持ち手である人間の移動が止まる、商品そして資本の流通は止まる。恐慌である。「コロナ」は世界恐慌となった。再生産過程の中断は、労働者を路頭に放り投げる。失業者は累進的にふえる。大統領選が行われる米国はこれからの日本の姿である。

アメリカ第1

アメリカの感染者は150万、死者は9万を超えた。トランプが大好きな「アメリカ第1」の現実である。EU諸国が爆発した3、4月、元FRB議長のバーナンキはコロナが世界経済に及ぼす影響について①成長率、失業率は劇的な数字になる、②早急な持ち直しは予想していない、③生活習慣（インターネット買い、遠隔勤務など）が経済に恒久的な影響を与える、④集中化（集中・合併）はすすむと警告した。

現FRB議長のパウエルは、コロナ恐慌「解決」へ①あらゆる政策手段をつかう、②4、6月期は例がないほど悪化する、③今は財政赤字を心配する時ではないと、3月、緊急利下げ・ゼロ金利、無制限な量的緩和政策を再開した。航空、ホテル、クルーズ船等の大企業の資金ぐり支援表明である。アメリカの経済の現情はいかん。

失業者2300万、失業率14・7%

米国の労働力人口は20年3月、1億6300万人であった。1ヶ月後の4月、1億5600万人となった。1ヶ月で700万人が消えた。なぜか、就職をあきらめた。就業者が急減し失業者が急増した。失業者は4月、3月の714万人から2300万人超に、失業率は3月の4・4%から14・7%と10・3もはね上がった。失業保険申請は3300万人を超えた。

21世紀、金融恐慌、過剰生産によるだらだらした慢性的不況（恐慌）がつづく。20世紀末の「世界的大反動」は世界市場を膨張させ、世界経済は爆発的に拡大した。1995年から2014年の20年間に、世界のGDPは31兆ドルから78兆ドルへ2・5倍にもなった。2014年以降、世界経済は停滞傾向にある。ゼロ金利、金融緩和、こんな時の「コロナ恐慌」である。

アメリカ経済の歴史に例をとれば失業率は1930年代の大恐慌時25%であった。第2次世界大戦後いちばん失業率が高かったのは1982年12月の10・8%、リーマン金融恐慌時（2008、2009年）が10%であるから、14・7はアメリカの歴史を画する数字となった。

FRBはもっとも新しい統計によればと、解雇・休業者は全体労働者の19%、4万

ドル以下の低賃金労働者は39%に達すると伝える。ちなみにアメリカの平均賃金は6万ドルとある。

アメリカの産業構造はサービス、情報・通信が中心であり、消費がGDPの70%（日本は60%）を超える。

失業者はどの業種・産業に滞積しているか。飲食549万、教育・医療250万、卸・小売211万、鉱工業130万、建設97万…、5月半ばの数字である。国境封鎖は国際交通・流通を麻痺させた。空運は「中止」が並ぶ。イギリス航空は客乗・地上・エンジニア等全労働者の80%、3・6万を一時休業とした。アリタリアは6月に国営化。ドイツのルフトハンザは破綻処理も視野と伝えられる。アメリカの航空は近く明らかになる。FRB議長は5月17日、「4～6月期は年率換算で前期比30%台の大幅マイナスも」「完全回復にはワクチンの完成の必要も」と。失業率はすでにみたように、4月、14・7%に上昇した。

大企業倒産が続出している。とくに、衣料、百貨店である。老舗（しにせ）で大手のニーマン・マーカーがつぶれた、JCペニーも。衣料大手のJクルー、ギャップとのように、配車のウーバー、リフト、レンタカーのハーツ、格安航空のGEアビエーション、航空機製造のボーイングは首を切りまくる。FRBは解雇・休業者は全体の19%、年賃金4万ドル以下の労働者は39%になるとも。

国債発行3兆ドル

トランプの言動はマフィアの親分そのものだ。NHKは4月～5月、イタリア・マフィアのドン、コルレオーネ一族を描いた映画『ゴッド・ファーザー』を放映した。ボスは敵対者、競争者を物理的に抹殺する、トランプは逆らう者、気に食わない者を権力から放り出し抹殺する。トランプの願望は選挙に勝つ。経済を再生させ、失業者を減らす、そのためにはなんでもする、逆らう奴は容赦しない。トランプの財政出動はすごい。4月末までに3兆ドル弱をばらまいた。リーマン恐慌時は5000億ドル強であった。安倍と黒田をみるように、FRBは「今は財政赤字を心配するときではない」とトランプを支援する。

米国のGDPは21兆ドル、予算は4・5ドルであるから、3兆ドルの財政支出（国債発行）はそれぞれ15%、70%にもなる。トランプは経済回復へなりふりかまわない。大企業救済・支援は5000億ドルでは終わらない、給与税減税1・2兆ドル、インフラ対策等が続けられる。財政は真っ赤かとなる。

（伊勢 太郎・つづく）

科学的社会主義とは何か

ーコロナウィルスに学んで姿勢を正そう(1)ー

1

失業者の増大は未曾有になろうとしている。伊勢太郎氏は大失業・大合理化時代の到来を告げる。宮本嘉峰氏は国公立病院も私立病院も、政府自民党・財界による資本主義の合理化で、保健所や病院、病床、医療従事者がいかに削減されてしまっていたかを明らかにする。介護の崩壊も激しい。

新型コロナウイルスは、資本主義制度がいかに時代遅れになっているか、グローバル化した独占資本の支配がいかに反動化し、諸国民の生活と命を軽んずるものであるかを改めて鮮明にしている。

ところが社会主義を目指す理論や政策や運動はどの党も混迷を深めている。

日本共産党は綱領をせっかく改正しながらも、あいかわらず、いま日本社会に必要な変革は社会主義革命ではなく、民主主義革命であるとする。カウツキーをまねたかのような「社会化」などという言葉でごまかし続けている。労働者階級の国家権力の掌握もなければ、生産手段の国有化も、収奪者・独占資本の収奪もない。革命抜きで構造改革論である。「ルールある資本主義」への期待もそのままで。

中国に対しては覇権主義や大国主義を批判するだけであって、社会構造、階級関係が社会主義ではなく、富豪と失業を生み貧困を蓄積する非人間的な資本主義、国家独占資本主義、帝国主義に変質してしまっていることへの根本的な批判は皆無である。

せめてもの改善点といえば、前回の綱領制定時（2003年6月）には不破議長（当時）が「将来展望としては核エネルギーの平和利用」に期待して、脱原発を明記しなかった（拙著『確かな脱原発への道』参照）のに対し、ようやく「原子力発電所は廃止」を明確にしたことくらいである。

いま社会主義とは何か、失業者をなくし、人間的な社会を実現するにはどうしなくてはならないかが問われている。あらためて、科学的社会主義の創始者の原点に立ち返り、その問いに明確な答を求めるのも無益ではないと思われる。

2

マルクスとエンゲルスはこう述べている。

「プロレタリア階級は、その政治的支配を利用して、ブルジョア階級から次第にすべての資本を奪い、すべての生産用具を国家の手に、すなわち支配階級として組織されたプロレタリア階級の手に集中し、そして生産諸力の量をできるだけ急速に増大させるであろう。」（『共産党宣言』1848年、岩波文庫版68頁）

「発展の進行につれて、階級差別が消滅し、すべての生産が結合された個人の手に集中されると、公的権力は政治的性格を失う。本来の意味の政治的権力とは、他の階級を抑圧するための一階級の組織された権力である。プロレタリア階級が、ブルジョア階級との闘争のうちに必然的に階級にまで結集し、革命によって支配階級となり、支配階級として強力的に古い生産諸関係を廃止するならば、この生産諸関係の廃止とともに、プロレタリア階級は、階級対立の、階級一般の存在条件を、したがって階級としての自分自身の支配を廃止する。階級と階級対立とをもつ旧ブルジョア社会の代りに、一つの協力体があらわれる。ここでは、ひとりひとりの自由な発展が、すべての人々の自由な発展にとつての条件である。」（同上69頁）

同時期にエンゲルスは次のようにも解説している。

「工業の、そして一般にあらゆる生産部門の経営を、たがい競争しあう個々人の手からとりあげ、それに代って、これらすべての生産部門を全社会によって経営させる、すなわち、共同で責任を負い、共同の計画にしたがって、社会の全成員の参加のもとに経営させるようにしなければなるまい。」（『共産主義の原則』、新潮社版マル

3

それから20年ほど後に出された『資本論』において、マルクスは、「共同的な、すなわち直接に社会的となつてゐる労働を考察するために、……自家の欲望のために穀物や家畜や撚糸や亜麻布や衣服等を生産してゐる農家の田園的家父長的な産業がある。これら各種の物は、家族にとつて、その家族労働のそれぞれの生産物である。しかしそれがお互いに商品として相対するのではない。」(岩波文庫版①140頁)と、分かりやすい家族の例を挙げた後に、次のように論じている。

「自由な人間の一つの協力体を考えてみよう。人々は、共同の生産手段をもつて労働し、彼らの多くの個人的労働力を、意識して一つの社会的労働力として支出する。」(同上141頁)。

そのような社会に発展する必然性については、「資本主義的蓄積の一般的法則」によつて、いかにして必ず失業者、相対的過剰人口、産業予備軍が生み出されるか、資本の蓄積に対応していかに貧困が蓄積されるかを解明した後に、「資本主義的蓄積の歴史的傾向」として、あの核心的な論述がなされている。

「……少数の資本家による多数の資本家の収奪とならんで、ますます大規模となる労働過程の協業的形態、科学の意識的技術的応用、……世界市場網への世界各国の組入れ、およびそれとともに資本主義体制の国際的性格が、発展する。この転形過程のあらゆる利益を横領し独占する大資本家の数の不断の減少とともに、窮乏、抑圧、隷従、墮落、搾取の度が増大するのであるが、また、たえず膨脹しつつ資本主義的生産過程そのものの機構によつて、訓練され結集される労働者階級の反抗も、増大する。資本独占は、それとともに、かつそのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本主義的外被とは調和しえなくなる一点に到達する。外被は爆破される。資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」(同上③415頁)

4

収奪者(多数の資本家を収奪し、あらゆる利益を横領し独占する大資本家、いいかえると独占資本)が収奪された後に作られるべきは、「人々は、共同の生産手段をもつて労働し、彼らの多くの個人的労働力を、意識して一つの社会的労働力として支出する」「自由な人間の一つの協力体」である。

『宣言』の言葉をもつてすれば、「階級と階級対立とをもつ旧ブルジョア社会の代りに、一つの協力体が現れる。ここでは、ひとりひとりの自由な発展が、すべての人々の自由な発展にとつての条件である。」

『資本論』の数年後(1875年)に書かれた『ゴータ綱領批判』において、マルクスは次のように論述している。

「生産手段の共有にもとづいた協同組合的社会的内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物についてやされた労働は、この生産物の価値として、この生産物がもつ物的属性として、現れることもない。というのは、今や資本主

義社会とは反対に、個人の労働はもはや迂路を通してではなく直接に、総労働の構成部分として存在するからである。」(選集第9巻 144頁)

先にあげられている「家族」でも、「自由な人間の一つの協力体」でも、「協同組合的社会」でも、共同(共有)の生産手段をもつて、労働が意識的に分担(一つの社会的労働力として支出)されている内部では、生産物は商品とはならない。労働者が生産手段の所有(共有)者になるや否や労働力は商品でなくなる。人間が余るなどということは起こりえない。失業者は出ようはずもない。(原野人、つづく)

民間非正規労働者の実態

―民間企業における非正規労働者問題を考える(二)―

(2)各国の労働者派遣法制

イギリス― 1973年の雇用仲介業法により許可制が導入されるまでは、労働者派遣事業への規制はなかった。その後、1976年に苦情処理などのしくみが設けられた。

派遣労働者は、「Worker(就労者)」ではあつても「Employee(被用者)」ではないとされ、最低賃金や有給休暇の規定は適用されるものの、解雇予告や不公正解雇、教育訓練などについては規定がない。また、派遣労働者と派遣先企業の正規労働者との均等待遇原則についても規定されていない。今後、EUを離脱することで何らかの変化があるかもしれない。

フランス― 1973年の雇用仲介業法により許可制が導入されるまでは、労働者派遣事業への規制はなかった。その後、1976年に苦情処理などのしくみが設けられた。派遣労働者は、「Worker(就労者)」ではあつても「Employee(被用者)」ではないとされ、最低賃金や有給休暇の規定は適用されるものの、解雇予告や不公正解雇、教育訓練などについては規定がない。また、派遣労働者と派遣先企業の正規労働者との均等待遇原則についても規定されていない。

ドイツ― 1972年に労働者派遣法が制定され、常用型派遣に限定されるとともに、派遣受入期間も3か月に制限された。その後、上限1年に延長されたが、さらに、2002年にハルツ改革によって期間制限が撤廃され、常用型派遣への限定も撤廃され、登録型派遣が認められると共に均等待遇を導入。

ドイツを含むゲルマン系の諸国にはサービスの利用理由に制限は無いが、派遣先企業の労使協議が派遣労働の利用についての共同決定権をもっており、これにより派遣労働の濫用を防止するしくみになっている。

2004年までは、建設業務への派遣は禁止されていたが、現在は派遣元事業者、派遣先企業双方で労働協約の適用を条件に認められている。

ハルツ改革は、2002年から2005年にかけて、ドイツのシュレーダー政権下で行われた労働政策全般にわたる改革。元フォルクスワーゲン社労務担当役員のペーター・ハルツ氏を委員長とする「労働市場における現代的サービス委員会」の提言に基づく四つの法律(「ハルツ第I法」第IV法)の制定および施行によって具体化された。ハルツ改革は、「失業者の保護」から「労働市場への再編入の促進」へと、ドイツ

の労働政策の基本的な姿勢を大きく転換するもので、これにより、ミニ・ジョブ／ミディ・ジョブ（低賃金労働の意）従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビニ賃金」の仕組みが導入された。ハルツ改革によって、求職者は就労支援サービスや現金給付を受ける一方で、正当な理由なく就労を拒否した場合は現金給付の減額などの制裁措置が課せられるなど、求職者に対して就労義務の履行が強く要請されることになった。これらの措置は、「福祉から就労へ」の転換を実践するものとして評価される一方、低賃金労働者の出現と賃金格差の固定化を招くものであるとの批判も出ている。

オランダ 違法な労働ブローカーの横行に対処するため、1965年に臨時労働供給法が制定され、許可制が導入された。その後1998年の労働市場仲介法により、許可制が撤廃されたが、均等待遇や利用者企業との責任などの規定は残された。

ベルギー 1976年の労働者派遣法で派遣労働者の保護などについて定められたが、実際には派遣労働合同委員会や全国労働審議会などを通じた労使交渉によって労働条件等が決められている。

サービスの利用理由を厳格に制限しているのはラテン系諸国に多く、ベルギーでもフランスと同様に労働者の一時的な休業の代替、業務を廃止するまでの残された期間や常用労働者の着任まで期間への補充、業務の一時的な増加、短期間の業務などに限定されている。

適用対象業務については、2001年に建設業、2005年に農業、ホテル業、レストラン業での派遣労働が解禁され、制限されているのは危険業務と公的部門のみとなっている。

イタリア 1994年法により均等待遇などが規定されたが、労働協約が重要な役割を果たしている。スペインでもフランスと同様に高齢者、障害者、若年者、低技能者などの就職促進のためのサービスの利用が認められている。

スペイン 1997年の法律で労働者派遣事業が初めて合法化され、許可制とともにサービスの利用理由の制限、均等待遇原則が規定された。サービスの利用理由については2003年の法改正で拡大され、フランスと同様に高齢者、障害者、若年者、低技能者などの就職促進のための利用が認められた。

スウェーデン 1993年に民営職業紹介・労働者供給法が制定されたが、大部分は労働協約によって規制されている。派遣労働者の雇用契約については、常用型派遣に限定されている。

イギリス、アイルランドと同様に均等待遇原則は規定されていない。労働組合の組織率が極めて高いため、労働協約で事実上の労働規制を行うという特徴がある。

職業紹介法によって労働者派遣事業は許可制とされているが、派遣の期間の期間の賃金について、ホワイトカラーの派遣労働者は派遣時の80%、ブルーカラーの派遣労働者は派遣時の90%を保証する労働協約が締結されている。法律上の規制はないが、派遣労働者は常用型労働者と見なされるため、均等待遇原則の必要がないという。

デンマーク 1968年の民間職業紹介機関の監督に関する法律により、派遣労働

働の適用対象業務は商業と事務所に限定されていたが、1990年に撤廃された。

スウェーデンと同様に均等待遇原則は規定されていない。そもそも労働立法がほとんどなく、労働者派遣も中央労使団体間の労働協約で規制されている。スウェーデンと異なるのは、派遣労働者はほとんどが有期契約であり、派遣元事業者で労働協約の適用を受け常用型労働者と同等の待遇を受けている。

必ずしもEU域内各国で統一されたものではないものの、根底には「EU派遣労働指令」があり、今後も一定の方向に修練されていくことが予想される。

EUと日本 グローバル化が進む中、日本企業の海外進出と同様に、外資系の企業も我が国に参入していることを考慮すると、雇用に関する法規制も国際的に理解を得られるものにするのが求められる。

逆にこれに対応できなければ、我が国は国際社会から取り残され、経済も立ち行かないことになるため、「EU派遣労働指令」をヨーロッパの他人事と軽視するわけにはいかない。

現在の厚生労働省の労働政策審議会や各種の研究会などでの議論を俯瞰すると、比較的経済規模の大きなフランスやドイツを中心に、失業対策として多様な働き方を促進し労働市場改革でワークシェアリングを導入したオランダ、労働市場の柔軟性と労働者の安全を求める積極的労働市場政策としてフレキシキュリティ (Flexicurity) .. 「Flexibility」と「Security」を組み合わせた造語) を先導したデンマークが参照されることが多くある。各国に主権があるため、ただちに我が国がEU諸国の法規制に従うことはない。戦後70年続いてきた日本型雇用慣行が一朝一夕に覆ることもないと思われるが、今後、日本型雇用慣行が向かう新たな方向性に影響を与えるものとして注視しておく必要がある。

アメリカ 労働者派遣事業を管理・規制する法律は、連邦法・州法ともになく、派遣労働の正式な定義もない。適用対象業務、派遣受入期間制限、事由の制限もない。ただし州レベルでは、届出、登録を求める規制が見られる。企業は一時的、臨時的な雇用として人材派遣サービスを利用するが、就業中の職務遂行状況が良好な場合には自社の労働者として採用することがあるため、結果として紹介予定派遣として機能することがある。

基本的に労働者派遣事業者が雇用者とされるが、共同使用者という概念もあり、派遣先企業も使用者としての責任を負うことがある。

人材派遣を利用する主な業種は、サービス業、製造業、卸小売業で、主な業務は、生産・輸送・運搬職(30%)、事務・管理サポート職(25%)、サービス職(16%)、専門職・関連職(13%)、経営・管理・財務職(8%)、販売職(2%)となっている。

ピーター・F・ドラッカーが、著書の『ネクスト・ソサエティー歴史が見たことのない未来がはじまる』(2002年)の中で、人材派遣事業者が企業の社長まで派遣していると述べている。

中国 労働者派遣事業については、2008年の労働契約法と労働契約法実施条例によって規制されている。労働者派遣は通常、臨時的、補助的または代替的な職場に制限される。二重派遣、および専ら派遣は、明確に禁止されている。人材派遣事業

者は、派遣労働者と2年以上の固定期限労働契約を締結し、派遣労働者が派遣労働に就いていないときも、政府が定める最低賃金基準に基づいて月ごとに報酬を支給しなければならぬ。派遣先企業は需要に基づいて派遣受入期間を設定するが、期間を分割して短期契約にすることは禁じられている。人材派遣事業者が雇用者であることが、労働契約法に明記されているが、同時に派遣先企業も雇用者とされており、雇用の概念が不明確になっている。

均等待遇については、派遣先企業の労働者との同一労働同一賃金が保たれており、派遣先企業に同様の労働者がいない場合は、派遣先企業が所在する地域の同等または類似の労働者の賃金を参照することになっている。

労働者派遣事業の急激な成長に合わせて、法律も整備されつつあり、派遣労働者保護の法律が考案されている。現在は、業種、職種に制限はない。

韓国 1998年7月に派遣労働者保護法が施行された。職種や期間に細かい制限があり、秘書業務が最長で2年ある。派遣労働者、派遣先企業、人材派遣事業者の三者の合意のもとに、2年以内ならば延長は何回でも可能だ。2年を超える場合は直接雇用の義務がある。このため、契約期間満了の前に派遣契約が終了することが多く、非合法な契約を蔓延させている。

製造業務派遣は禁止されている。臨時的または特別な場合のみ許可がされているが、その場合の派遣受入期間制限は3か月まで。更新は1回のみで最長6か月まで受け入れが可能である。

事務系は、1回の契約は1年間を上限に、最大2年間まで認められている。55歳以上の高齢者の派遣受入期間制限はない。福利厚生、教育訓練、労働者基準法と産業安全衛生法の適用、社会保険給付について均等待遇が定められていたが、さらに2007年の非正規職保護法により、派遣労働者と派遣先労働者との同一労働同一賃金が求められるようになった。規制緩和への要望が強く、派遣可能業種の拡大とネガティブリスト化、派遣受入期間制限の延長、労働者派遣事業への調査や行政処分の軽減が望まれている。

(2020年3月2日、山下 俊幸・つづく)

新社会党第25大会への意見書

12020年度活動方針について

一、スローガン(修正)

組織建設、自治体新人候補を第一と第二におき、共闘、衆院選は第三と第四に置かえる。

〈理由〉

新社会党は、国会議員を擁立する力をつくることが何より優先すべき課題である。

二、第1号議案 A項の⑧ 1 次の文言を削除

「・・・『社会主義論注3』の再考など、これまでの政治・経済の『常識』としてきた『原則』の歴史的点検も活発になっている。私たちもそれらの動向に充分関心を寄せることも重要である」

〈理由〉

この文言は、科学的社会主義の常識と原則を大きく見直すことに通じる。それはBI、普遍主義への道である。

三、第2号議案 国政選挙積立の②(修正)

「積立資金の支出は衆院選・参院選挙での新社会党員の選挙対策費用として支出する」を「地方議員選挙での」に修正する。

〈理由〉

本部は方針E項の5の②で「自治体議員は最大の政治的・経済的基礎となっている。：：23年度までに○人の自治体議員にすることを目標に：：」と提起する。その金銭的保証が必要である。

四、4.5議案(削除)

〈理由〉 以下のとおりです。

【経過と反省】

1、「中期政策・補強案」の論議は4年にもなります。この間、党の団結は強化されたでしょうか、否です。「補強案」、さらには、さまざまな笛の音で奏でられる本部答弁に、党員は戸惑いと混乱を深めています。

2、本部は「貧乏人（搾取される者）と金持ち（搾取する者）」を同じにあつかうユートピアBI（ベーシック・インカム）を提起しました。党員は「この考えは、科学を空想に後退させる」と、撤回を求めました。

3、撤回を求める声は、党を揺さぶりました。本部は引いた、ただし未練を残しています。BIは、「研究課題」とされました。しかし、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」と、「所得制限のない普遍主義、を理念（指針）とした社会保障制度の具体化」とつじよ提案しました。

4、加藤さんは、「普遍主義」ということに、「ごく当たり前と思っている。資本家に人権がないとは建前としてもいえない。生存権（25条）は人権だ」と恫喝しました。ブルジョア権利感覚（資本家の民主主義）は、加藤さんのいうとおりです。しかし、われわれは労働者の民主主義を追求してきたし、これからもブルジョア民主主義を生かし労働者の民主主義を追求します。

それが、『綱領』（21世紀宣言）が社会主義政党と規定する新社会党の原則です。

5、本部がいう普遍主義はこのように、搾取する者とされる者の対立——ここに資本主義社会の根本的矛盾がある——を融和することに他なりません。したがって、普遍主義はBIとおなじく、独占資本を頂点とする資本家階級（搾取階級）と労働者階級（被搾取階級）との根本的な対立関係を曖昧にし、消し去ることです。資本（生産手段）の所有者・有産者と賃金労働者のあいだには、平等はありません。生産手段にかかわる経済的地位がもとと不平等、不公平であるからです。

6、わが党は社会主義の党です。それを曖昧にするのがBI、普遍主義ですから、

党の団結が強まることはむつかしい。本部は党を下から、全国で支え、闘っている黨員の声に耳を傾け、反省し、ともに進む姿勢を見せないからなおさらです。

7、黨員は経験豊かで、頑強な志を持ち、党を愛しています。黨員は長い闘いの経験をとおし、労働者階級の組織の後退、衰退、解消、消滅を見してきました。その教訓に学び、われわれは「小さな旗揚げ」から、日本における社会主義の道を力を合わせ突き進もうと、新社会党を立ち上げたのではなかったか。同じ過ちをくり返してはいけない。

【中期政策】

1、『私たちの中期的政策』（以下「中期政策」と略）は共同戦線（統一戦線）を結集し、連合政府で実現をめざす政策としてあります。連合政府は党の前進・発展と資本の搾取と収奪、反動と腐敗に抗する全国的闘いのなかで一段、一段飛躍し成立する『自分たちの政治権力と構造』を準備する「闘争の目標です」。

2、連合政府への道は、総資本と総労働の激烈な階級闘争のなかで成立し発展し前進します。支配階級と被支配階級の生死をかけた闘いです。連合政権から社会主義政権への発展は飛躍です。

本部は前大会で「連合政府になったら提案する内容が中期政策ではなく、連合政府につながる運動、力をつくるための政策が中期政策である。こうした運動で積みあげられる力が連合政府をつくり、安定させ『連合政府の政策』がつくられる。」と集約しました。

3、連合政府は下からつぐられ、一時的な闘争のための組織ではありません。国家独占資本との激しい闘いのなかで政治指導部を選び、その時の客観的・主体的条件いかによってスローガン、政策が決められていきます。仲良しクラブではありません。チリのアジェンデ政権の教訓です。

4、「こうありたい」「こうあってほしい」という空疎な願望が「連合政府」をつくるではありません。本部集約は、社会主義の原則、階級対立を忘れた空文句、実際は改良主義です。

【政策とはなにか】

「中期政策は政策だ」とオームや九官鳥のように、くり返す同志は少なくありません。政策とはなにか、政策は勤労大衆の力を集中する闘争の目標です。闘いの前進、発展が下からそして上から共同で、政策（統一戦線綱領）がつくられていきます。われわれの党は社会主義、階級闘争の党です。

BIそして普遍主義は階級を消し去ります。階級闘争からは遠く離れ、階級を融和させる小ブルの願望、空想、空文句に他なりません。こんな「政策」は、わが党の政策になりません。

【4、5 議案について】

4号議案「重点政策」、5号議案「中期政策補強」が考え抜かれた政策ではないこ

とは、大会への多くの意見書がすでに指摘しています。それらは正しく、本部が再考しなければなりません。

前項で、本部の主張は改良主義といいました。改良主義とはなにか、場合によって自分の態度を定めること、目前の一時的利益、勝手に決めた一時的利益のために、労働者階級の基本的利益や資本主義的發展の基本的特徴を無視することです。

「4」「5」議案は、労働者階級全体の利害を犠牲にせずにはおきません。こうした主張、政策が改良主義です。 2020年3月24日

東京都本部 御中

滝野 忠（渋谷総支部）

安倍政権を断罪する

感染者隠し 安倍首相 安倍首相はオリンピック招致で「福島原発・汚染水はアンダーコントロールされています」と、3・11被災者の声を無視した大演説を行い、全国へ憤りが広がった。今回も「東京五輪」を今夏開催したいばかりに、PCR検査数を抑え、感染者隠しを企てた。山梨大学 島田真路学長の発言記事を目にしそう思った。

検査に至るまでの厳し過ぎるハードル、37度5分の熱が4日も続くなかで何度も電話し、やっと検査ができる仕組み、力尽き孤立死した人もいるはず。2月3月の東京は、インフルエンザがほとんど終息していた時期に、細菌性の肺炎など別の病気を合併し亡くなった人が例年になく大勢いたとも。実は新型コロナウイルス関連による「超過死亡」（例年と比較し導かれる数）が百人ほどいたのではないかと、検証している話もある。

感染症対策も安倍首相は「三密」や「自粛」の「自己責任」を押し付けるばかり。マスクミは感染の恐ろしさを連日報道、みんなを家に閉じこめ、心を荒れさせてしまった。感染症は隔離が肝心。どんどん検査して、陽性者を見つけ、軽症者や無症状者は、「仮設感染症病院」に入院し医師や看護師の適切な指示を受けながら、陰性になるまで待ち、病院のベッドは重症者のために空けておく、これを徹底すればよかったのだ。

一般外来と感染症特別外来は完全分離・隔離で 本誌前号で紹介した『人災となった新型コロナウイルス』の著者「全国労働安全衛生研究会」山田厚氏からリーフレット「コロナ災害に抗して、いのちと生活を守るために」が届いた。「もっと検査を感染症外来を」、「かならず外来は分離・隔離で 陽性者は『自宅療養』させない」「日本は検査数足りない（コロナウィルス 千人当たりの検査数（2020年4月24日現在）は、ドイツ（4月19日現在）25・11人、アメリカ14・73人、韓国11・45人、日本1・79人）。リーフレットは、「感染症外来の設置で医療崩壊を止める」とし、次のように要求する。

●医療・検査対策が、極めて遅れています。すでに医療・介護施設と家庭内が集団感染の場とされ、「病院にくるな！あぶない！」の状態にもなっています。

この状態は、すでに医療崩壊です。

●私たちは、一般外来と分離した感染症特別外来の設置を求めています。発熱の方、呼吸器が不調な方、感染が感じられる方は、施設も別にした特別外来で診察を受け、必要な検査もすべきです。

●感染源を野放しにし、その人の命も守れない「自宅療養」は最も危険です。陽性が

明らかな患者さんは、感染症病床に。足りなければ「仮設感染症病院」を体育館やホールに設営し入院すべきです。

看護師と医師らの院内感染 この間、院内感染者が多かった。政府の専門家会議副座長・諮問委員会委員長 尾身茂氏が理事長を務める「東京新宿メディカルセンター」も5月4日、医師と看護師、患者含めて30人の院内感染があった。

都道府県の要請で感染者を受け入れた病院の多くが、ウイルスが外に漏れないよう保つ「陰圧病床」などの設備や備品がない、感染症対策の経験がない看護師も多い、従って、動線や防護服の着脱訓練等々受け入れ態勢を整えるまでに一ヵ月位だったと。国の初動の遅れや感染者隠しの中で押し付けられ、現場は過酷労働を強いられていた。感染症の指定医療機関である自衛隊中央病院が、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」等から「集団感染の陽性者を200人以上受け入れたが、院内感染には至っていない」と公表された。日常的な訓練も、施設・設備・備品等々も、準備がまるで違う。

感染拡大に伴い、全国の労働局には5月半ば時点で、感染した場合の労災認定に関する相談が500件以上寄せられているという。加藤厚生労働大臣の5月15日記者会見では「新型コロナウイルスに感染した労働者について、14日までに労災申請のあった39件のうち2件を認定し、労災保険の給付を決定した」との報告があった。過酷な現場環境を放置して「たった2件だけ？」の認定とは…、その配慮のなさに驚くばかりだ。

翌朝16日の新聞には「集団感染が発生した病院勤務の感染看護師が代理人弁護士をたて労災を申請」とあり安堵した。弁護士を通じ、「補償されるか、されないかは天と地ほどの差。同じ状況にある人が一人でも多く労災のを知って欲しい」とコメントを公表。同弁護士は「医療従事者が患者の命と健康を守って結果的に感染し、健康を害し生活が苦しくなっている。こうした事例について、全て労災補償するのは当然だ」と指摘した（『東京』5月16日）。過酷極まりない状況が歴然としているのに、闘わなければ認定を勝ちとれない不当な状況に、憤りを覚えるのは私だけではないはずだ。

医療制度の改悪で 日本の医療保険は「いつでも、どこでも、誰でも、保険証1枚で必要な医療を必要だけ受けられる」体制として市町村を保険者とし1961年発足。給付の改善や老人医療無料化制度への改善等もあった。しかし、1973年のオイルショック後は「医療費抑制」や医療現場の人減らし合理化がすすみ、さらに、安倍政権になってからは、都道府県毎に「地域医療構想」が策定され、医療と介護を連携した巨大な新市場としての成長が目指された。医療に営利主義を浸透させる、国家の財政負担を減らす、企業の財政負担を減らす、そのために国保の保険者を市町村から都道府県に移し、都道府県毎に医療費を管理し削減する、医療の分野を介護に移行させる。

「地域医療構想」は、団塊の世代がピークに達する2025年を用途に、ベット数がどのくらい必要か、病床機能区分を、高度急性期、急性期、回復期、慢性期という具合に区分し、病院での治療を地域での介護と看取りへと移行しつつ、今後を予測する。とりわけ安倍政権の医療費抑制は厳しい。ベットの削減、入院日数削減、保険医師削減のみならず、診療行為内容も統制していく方向だ。昨年9月には、全国424の病院について「再編統合について特に議論が必要」と分析し、病院名まで公表した。

しかし、全てが安倍政権の思惑通りに「地域医療構想」が作られているわけではない。私が遠距離介護で通った茨城県は「あくまで各地域の判断の目安であって：」と、矛盾・問題を感じながら検討し、「地域医療構想」を策定しているかの記述であった。各市区町村単位の地域包括支援センターで取り組まれている「地域包括ケアシステムの深化・推進」のとり組みも、医師の診療行為の一部を看護師へ、看護師の仕事の一部を介護士へ、介護士の仕事（生活介助）を地域・近隣のボランティアへと移行する仕組みが「一億総活躍社会」と相まって2025年に向け構築する。「厚生労働省・農林産省・経済産業省」の「保険外サービス活用ハンドブック」も活用される方向だ。その中でも矛盾・問題が山積みされ、旨く回っていない。地域や施設のボランティアは、私も30数年間の老親介護の傍ら関わってきたが、認知症の人が多くなった今、とくに専門性が必要になってきた。声かけは出来ても介護までは引き受けられない。この度は新型コロナの感染が拡大する中で、医療従事者は命がけで闘わなければならなかったし、命と健康が全く守れない医療体制の現状であることが一目瞭然だった。新型コロナ対応の最前線である保健所は、過労死ライン超える「未経験の忙しさ」で追い込まれ逼迫している。これらの現況は1973年来の政府自民党政権の誤った社会保障政策によって、保健所や病院再編合理化、医療と介護連携で利益を生み出す成長産業へと変質させつつ法改悪を重ねてきた、そのツケが今になって回ってきた。私たちは国や各都道府県・市町村に、コロナ対策や「地域医療構想」、「地域包括ケアシステム」等々について「いのちと健康が第1」、憲法25条1項と2項の実行と公的責任を要請し、「働く者のいのちと健康が最優先される医療と保健・介護保障を確立」に向けた活動につながって、安倍自民党政権を厳しく断罪していきたい。（宮本 嘉峰）

◇読者からのおたより◇

辺野古の現場からNo.153 辺野古新基地建設をめぐり「設計概要変更申請」がなされ、南西諸島へは自衛隊基地建設が進むなかで迎える48年目の5・15。78年に始まった「平和行進」は、コロナ感染防止のために初めて中止となりました。運動圏の活動が著しく制約を受ける中ですが、一人ひとりのやれること、知恵を出し合い継続したい。（毛利孝雄）

アホノマスク 昨日 安倍晋三 主導のマスクが届きました。取り敢えず開封し点検しました。ボンボン育ちの晋三は他人（ひと）の心がわからず。夢の中で褒めてくれよと 信介に告げてるかも。

* 高額の アホノマスク 届いたよ 点検さらに 8億かけて

* 晋三の お願ひ三つ 会見で 心 届かぬ 羅列の言葉

* 優先是 己が心の むくまに 妖怪の孫 下劣で下品 （東京・兼子千栄子）

オソマツ君 安倍首相がこの間の記者会見で発言した「かつてない」「力強い」「政府をあげて」「全力で」「100%」「徹底的に」「絶対に」「大胆な」「これまででない」「前例のない」「思い切った」「きめ細かな」「全国津々浦々」「類を見ない」「不屈の覚悟で」行うコロナ対策が、国民にマスク2枚を配布するというもの■いま生活が困窮を極めているのに、そこに手を差し伸べず、「お魚券」「お肉券」「旅行券」の予算を先に成立させるお粗末さ■でも、結局のところ、新日本（大阪にある派遣会社）のような会社を許しているのも、安倍を未だに総理として居座らせているのも労働組合に力がないからです■武庫川ユニオンは、新日本と徹底的に闘うことを通じて、安倍政権の問題をこれからも社会に発信していくぞ！（「労働組合武庫川ユニオン機関紙」No.3330 塚原）